

鹿沼市魅力発信特派員設置要綱

(設置)

第1条 市民等の参画による情報発信力の強化により、鹿沼市の知名度・イメージの向上並びに市民のまちへの愛着及び誇りの醸成を図るため、鹿沼市魅力発信特派員（以下「魅力発信特派員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 魅力発信特派員は、市職員としての身分を有しない。

(活動内容)

第3条 魅力発信特派員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市内等における地域の話題、行事、催物、場所、人物、各種団体等を取材し、これによって作成した記事並びに撮影した写真及び動画（以下「記事等」という。）を市に提供すること。
- (2) その他市長が必要と認めるシティプロモーション活動

(登録対象者)

第4条 魅力発信特派員として登録することのできる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 鹿沼市の魅力を市内外に情報発信する意欲のある15歳以上（中学生を除く。）の個人又は団体であること。
- (2) パソコン、スマートフォン又はタブレットを所有し、基本的な操作ができること。

(申請)

第5条 魅力発信特派員に登録することを希望するもの（以下「申請者」という。）は、個人の場合にあつては鹿沼市魅力発信特派員登録申請書（個人用）（様式第1号）に、団体の場合にあつては鹿沼市魅力発信特派員登録申請書（団体用）（様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 前項の場合において、申請者が未成年者であるときは、申請について当該未成年者の親権者の同意があることを要する。

(登録)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者を魅力発信特派員として登録し、その旨を鹿沼市魅力発信特派員登録決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(登録期間)

第7条 魅力発信特派員の登録期間は、前条の規定により登録された日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(登録抹消)

第8条 市長は、魅力発信特派員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該魅力発信

特派員の登録を抹消するものとする。

- (1) 魅力発信特派員から登録の抹消の申出があったとき。
- (2) 第3条に規定する活動ができなくなったとき。
- (3) 第10条の規定に該当する行為を行ったとき。
- (4) その他魅力発信特派員として不適格であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定による登録の抹消を行ったときは、その旨を鹿沼市魅力発信特派員登録抹消通知書（様式第4号）により、当該情報発信特派員に通知するものとする。

（報酬）

第9条 魅力発信特派員の活動に対する報酬は、無報酬とする。

（禁止行為）

第10条 魅力発信特派員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自己の利益のために、魅力発信特派員の立場を濫用すること。
- (2) 市職員と誤認されるおそれのある言動をすること。
- (3) 魅力発信特派員の活動と私事の活動を混同した言動をすること。
- (4) 活動先等に対して迷惑となること。
- (5) 魅力発信特派員制度の円滑な運営を妨げること。
- (6) 活動上知ることができた秘密を漏らすこと。
- (7) その他市長が適当でないと認めること。

（記事等の編集）

第11条 市長は、魅力発信特派員が市に提供した記事等について、次条の規定による掲載を行うに当たって、当該記事等の著作権を有する情報発信特派員の同意を得て、記事等に用いられている文言等について必要な編集を行うものとする。

（記事等の掲載）

第12条 市長は、魅力発信特派員が市に提供した記事等のうちから適当と認めるものを、市のWebサイト、SNS、広報紙、動画共有サービスその他の市の広報媒体に掲載するものとする。

2 市長は、魅力発信特派員が市に提供した記事等について、当該記事等に次の各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、当該記事等について掲載しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのある情報
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の主義主張に係る情報
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある情報
- (4) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でない情報
- (5) 法令に反し、又は反するおそれがある情報
- (6) その他市長が不適切であると認める情報

（免責）

第13条 魅力発信特派員の活動等による経費について、市はその費用を負担しない。ま

た、取材等における魅力発信特派員が負ったけが、第三者に与えた損害、法令違反等に対して市はその責任を負わない。

(庶務)

第14条 魅力発信特派員に関する庶務は、鹿沼営業戦略課において処理する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、魅力発信特派員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月20日から施行する。